

議案第 4 号

川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例
の一部を改正する条例

(川崎市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の一部を
次のように改正する。

第 17 条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立
行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年川崎市条例第
2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行
政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。